

公益財団法人成田市スポーツ・みどり振興財団
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人成田市スポーツ・みどり振興財団定款（以下「定款」という。）第13条及び第31条の規定に基づき、公益財団法人成田市スポーツ・みどり振興財団（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 役員報酬

(支給対象)

第2条 役員報酬は、定款第25条に規定する役員が常勤である場合に、当該理事に対してのみ支給する。

2 役員報酬は報酬及び賞与とする。

(支給金額)

第3条 前条で定める者に対する報酬金額は、1人当たり年額500万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

(支給方法)

第4条 役員報酬の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬は、毎月21日、振込により支給することができる。ただし、支給日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日法による休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

(2) 賞与は、毎年6月及び12月、振込又は現金により支給することができる。

第3章 理事会・評議員会出席及び監事監査報償費

(支給対象)

第5条 常勤を除く役員及び評議員に対し、理事会、評議員会出席及び法人の監査の都度、報償費を支給することができる。

2 常勤を除く監事に対し、法人の監査の都度、報償費を支給することができる。

3 前項の規定にかかわらず、役員及び評議員が成田市の常勤の特別職又は一般職の職員を兼ねている場合は、前項に規定する報償費を支給しない。

(支給金額)

第6条 理事会、評議員会出席に対する報償費の金額は、1回の理事会及び評議員会出席につき、1人当たり1万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

2 法人の監査に対する報償費の金額は、1回の監査につき、1人当たり1万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

(支給方法)

第7条 前条で決定された金額は、会議開催及び法人の監査の都度、振込又は現金で支給する。

第4章 公表

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第5章 規程の変更

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。